

苫小牧市成年後見支援センター事業実績

I 相談関係

5月9日(月)開設～

(9月30日現在)

相談者	5月	6月	7月	8月	9月	合計
家族・兄妹	3	4	6	3	2	18
地域包括	2	1		2	3	8
ケアマネ	1				2	3
相談支援 専門員			1	1		2
病院		1	1	1	1	4
施設	2	2				4
市役所	4	2	1		1	8
合計	12	10	9	7	9	47

市役所からの相談は生活支援室ケースワーカー、総合福祉課、障がい福祉課相談員等

II 市民後見人

① 市民後見人養成

平成28年11月10日～平成29年1月19日

・フォローアップ講座

平成28年7月30日 市民活動センター

テーマ 自己覚知と傾聴技法

講師 越石 全 (札幌医学技術福祉歯科専門学校教員)

参加者 45名

② 後見支援員

・法人後見登録者説明会を実施

6月4日(土) 25名参加で登録者17名

(年齢) 39歳～78歳

(職種) 無職4名 公務員2名 福祉関係5名 会社員5名 その他1名

(活動人数) 2名

Ⅲ 受任調整会議

① 委員

弁護士 2 名、地域包括支援センター社会福祉士 2 名、社協理事 1 名
市役所 3 名（介護福祉課・障がい福祉課・総合福祉課）

② 委員会開催

第 1 回 6 月 13 日（月） 審議案件 2 件
・市長申立 1 件 受任可
・親族申立 1 件 受任否
第 2 回 7 月 28 日（木） 審議案件 3 件
・市長申立 3 件 受任可 2 件
保留 1 件

Ⅳ 普及啓発

- ・出前講座 実施済 4 回
- ・市民向け講演会
9 月 17 日（土） 寄席・後見談義 落語家 桂ひな太郎氏
弁護士 大谷 和弘氏

Ⅴ 課題

① 法人後見と市民後見人受任ケースの範囲について

一般的に市民後見人受任ケースは「財産が少額で紛争性等がなく、身上配慮が中心のもの」と言われている。しかし紛争性は別としても相続、不動産処分は財産の多寡にもよるが後見業務には付随するものである。相続、不動産処分等法律問題を含むケースがある場合には、様々な受任方法が想定されるところであり、今後ケースによりどのような受任形態が最善の方策となり得るのかという点について、受任調整会議等の場で共通理解が得られるよう検討していく必要があるものと認識している。

- #### ② 施設、ケアマネ等、福祉専門職からの相談が予想より低調な状況となっている。各機関における権利侵害の捉え方、課題整理、支援の方向性等が乏しい状況であるとしたら、今後、専門職への普及・啓発にも力を入れていく必要がある。